

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」  
(平成 27 年法律第 64 号)第 21 条に基づく情報の公表

令和5年7月  
デジタル庁

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和 4 年	令和 5 年
総合職	50.0%	33.3%
一般職(大卒程度)	33.3%	33.3%
一般職(高卒程度)	-	100.0%
合計	42.9%	46.7%

※1 上記は当該年度の4月1日付け採用者の値。

※2 「総合職」とは、国家公務員採用総合職試験(院卒者試験、大卒程度試験)

※3 「一般職」とは、国家公務員採用一般職試験

(2) 中途採用職員に占める女性職員の割合

	令和 4 年	令和 5 年
経験者採用試験 (係長級(事務))等	33.3%	37.5%

※1 経験者採用試験(係長級(事務))等には中途採用者選考試験(就職氷河期世代)、選考採用試験(一般職係長級)を含んだ値

(3) 各役職段階に占める女性職員の割合

	令和 4 年
在職者における女性の割合	14.2%
参事官・企画官相当職	7.4%
参事官補佐相当職	11.5%
主査相当職	16.5%

※1 上記は令和4年7月1日付けの値。

※2 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表の適用を受ける職員を対象。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(4) 男女別の育児休業取得率(令和4年度)

男性職員	新たに育児休業が可能となった職員数	15人
	育児休業取得者数	10人
	取得率	66.7%
女性職員	新たに育児休業が可能となった職員数	0人
	育児休業取得者数	0人
	取得率	—

※「取得率」とは、令和4年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

※「新たに育児休業が可能となった職員数」とは、男性職員は同年度中に子が生まれた職員、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した職員。

(5) 男女別の育児休業取得期間の分布状況(令和4年度)

取得期間	男性職員	女性職員
5日以上2週間未満	30.0%	—
2週間以上1月未満	40.0%	—
1月以上半年未満	30.0%	—
半年以上1年未満	—	—
1年以上	—	—

(6) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率(令和4年度)

子が生まれた職員数	15人
配偶者出産休暇使用者(使用率)	7人(46.7%)
育児参加のための休暇使用者(使用率)	7人(60.0%)
5日以上休暇取得者(使用率)	9人(60.0%)